

# 広島市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂版)

～互いに認め合い共に生きていくまちづくりを目指して～

平成26年(2014年) 4月  
広島市

## はじめに

昭和 23 年（1948 年）に「<sup>\*</sup>世界人権宣言」が国際連合総会で採択され、わが国は国際社会の一員として昭和 54 年（1979 年）に「<sup>\*</sup>国際人権規約」を批准、その後、「<sup>\*</sup>難民条約」や「<sup>\*</sup>人種差別撤廃条約」など多くの人権に関する条約への加入を進めたほか、平成 9 年（1997 年）7 月には「『<sup>\*</sup>人権教育のための国連 10 年』国内行動計画」を策定し、そのなかで、「外国人の人権問題」を重要課題として取り上げ、外国人に対する偏見・差別を排除する啓発活動を進めています。

また、わが国は、少子・高齢社会の時代を迎えており、近い将来の人口の減少とそれに伴う労働力不足が予測され、外国人労働者の増加は避けられないことから、総務省は、近年の外国人市民の増加や定住化の進展に伴い外国人と地域住民との共生に向けた施策を推進することを決め、「地域における多文化共生推進プラン」を平成 18 年（2006 年）3 月に策定しました。

こうした状況の中、本市においても、平成 16 年（2004 年）12 月末現在 1 万 5,197 人の外国籍（無国籍を含む）の人々が広島市民として生活し、地域社会の一員として、経済・文化などさまざまな分野で広島をまちは支えています。一方では、言葉や文化の違いによる不安などを抱えている実態もあることから、これを解消するための支援を行い、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

さらに、「<sup>\*</sup>ひろしまビシターズ・インダストリー戦略」を策定し、千客万来の広島の実現を目指す中で、外国人観光客も年々増加しており、これら短期滞在者にも配慮する必要があります。

このたび、策定した指針に基づき本市が推進する施策や関係機関でさまざまな取り組みが展開されることにより、市民一人ひとりが健康で幸せに暮らせる<sup>\*</sup>多文化共生社会はもとより外国人観光客等にとっても魅力ある広島を実現できるものと考えています。

平成 18 年（2006 年）4 月

広島市長 秋 葉 忠 利

# 目 次

I	指針策定の経緯	1
II	現状と課題	3
1	人口推移	3
2	生活・意識実態調査の結果	4
3	施策別の現状と課題	8
4	特別永住者・ニューカマー別に見る現状と課題	16
III	多文化共生のまちづくりの目標と取組みの視点	18
IV	多文化共生のまちづくりに向けた今後の取組み	
1	生活関連情報の周知と相談体制の整備	19
2	生活支援・行政サービスの提供	21
3	人権教育・啓発の推進	23
4	多文化共生社会実現のための環境整備	24
	用語解説	25

本文中に\*を付した用語について、ページ順に解説している。

## ※ 改訂版について

平成18年度(2006年度)に策定された「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」について、以下の視点により内容の「II~IV」の一部改訂を行った。

- 1 平成24年度(2012年度)に実施した「広島市外国人市民生活・意識実態調査」結果に基づく施策の課題及び外国人市民の要望等の整理
- 2 指針策定以降の新たな施策や廃止された施策の整理
- 3 今後の多文化共生のまちづくりを見据えた新たな取組みの検討

## I 指針策定の経緯

日本に居住する外国人は 1980 年代半ばから急増しました。外国人登録者数は昭和 59 年（1984 年）（12 月末、以下同じ）の約 84 万 1 千人から平成 15 年（2003 年）の約 191 万 5 千人へと 2 倍以上増加しています。

広島市については、全国と比較するとそれほど急激ではありませんが、昭和 59 年（1984 年）に 1 万 1,855 人であった外国人登録者数は、平成 16 年（2004 年）には 1 万 5,197 人と 28.2%増加し、全人口の約 1.33%、75 人に 1 人が外国人市民として生活しています。

広島市では、平成 4 年度（1992 年度）に、国際的人権問題（外国人市民の人権問題）を担当する部署を設置するとともに、外国人登録窓口への外国語表示板の設置、制度的無年金者への福祉給付金制度の創設、市職員採用における国籍要件の緩和や外国人市民労働者等への相談支援態勢づくりのためのボランティア養成事業等を行ってきました。

また、平成 9 年度（1997 年度）に、外国人市民から直接意見を聞くことが必要であるとの考えから、「広島市外国人市民との懇談会」（座長 山本敬三 広島修道大学法学部教授）を開催しました。この「懇談会」において、さまざまな意見が交わされましたが、市民としての外国人の受入れが十分でないという認識のもと、特に、① 外国人市民の意見を継続的に聴取する機関を設けること、② 外国人市民の実態調査を実施すること、③ 外国人市民施策の推進計画を策定することが提案されました。

この懇談会での提案を踏まえ、まず平成 11 年（1999 年）策定の、第 4 次広島市基本計画において、① 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進、② 多文化共生意識の高揚を外国人市民施策の基本方針として掲げました。

そして、この基本計画を具体化するため、外国人市民の意見を市政に反映する場として平成 13 年度（2001 年度）に「<sup>\*</sup>広島市外国人市民施策懇談会」（座長 ピーター・ゴールズベリー（英国）広島大学総合科学部教授、以下「懇談会」という。）を設置しました。また、外国人市民の暮らしの実態を踏まえた施策の推進を図るため、

平成 14 年度（2002 年度）に「広島市外国人市民生活・意識実態調査」（実態調査委員会 委員長 定松 文 広島国際学院大学助教授、以下「実態調査」という。）を実施しました。

こうした「実態調査」結果や「懇談会」の協議等を踏まえ、また庁内の「人権施策関係課長会議」等での検討を経て、このたび、外国人市民にも暮らしやすく、また、外国人観光客等にとっても魅力あるまちづくりを進めるとともに、多文化共生社会を実現するための「広島市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定し、さまざまな具体的施策を体系的かつ総合的に推進していきます。

## Ⅱ 現状と課題

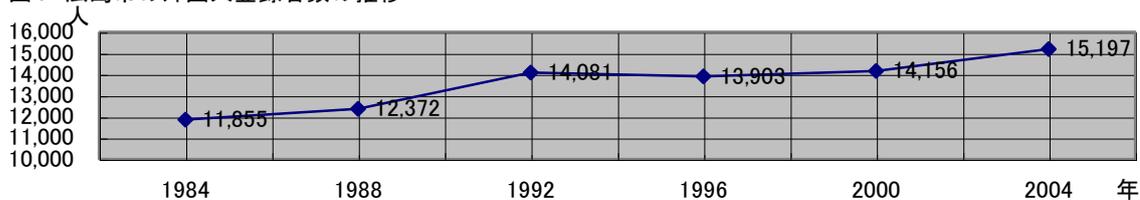
### 1 人口推移

外国人市民は、<sup>\*</sup>特別永住者（戦前から日本に住む人とその子孫）と<sup>\*</sup>ニューカマー（特別永住者以外の外国人）に大別され、ニューカマーが増加し始めたと言われる20年前の昭和59年（1984年）12月末、広島市には、総数で1万1,855人の外国人市民が居住し、国籍別（出身地別）内訳では、韓国・朝鮮が1万604人（外国人市民総数に占める割合89.4%）、中国398人（3.4%）、米国328人（2.8%）、フィリピン130人（1.1%）、ブラジル10人（0.1%）、その他385人（3.2%）となっていました。

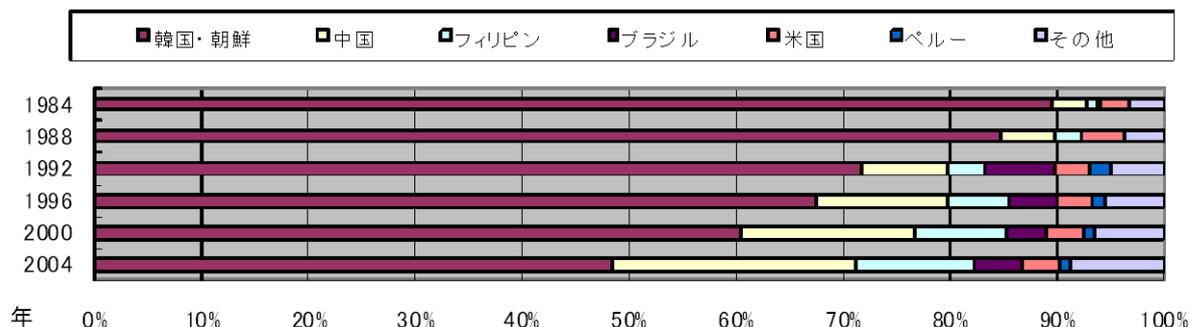
その後、1980年代後半、外国人市民人口は急激に増加しましたが、1990年代は横ばいで推移し、平成16年（2004年）12月末現在では、1万5,197人の外国人市民が居住しており、これを国籍別（出身地別）にみると韓国・朝鮮が7,362人（48.4%）、中国3,469人（22.8%）、フィリピン1,660人（10.9%）、ブラジル678人（4.5%）、米国548人（3.6%）、その他1,480人（9.8%）となっています。

【図1】

図1 広島市の外国人登録者数の推移



広島市の外国人登録者国籍別構成比の推移



昭和59年（1984年）から平成16年（2004年）の変化は、外国人市民総数で

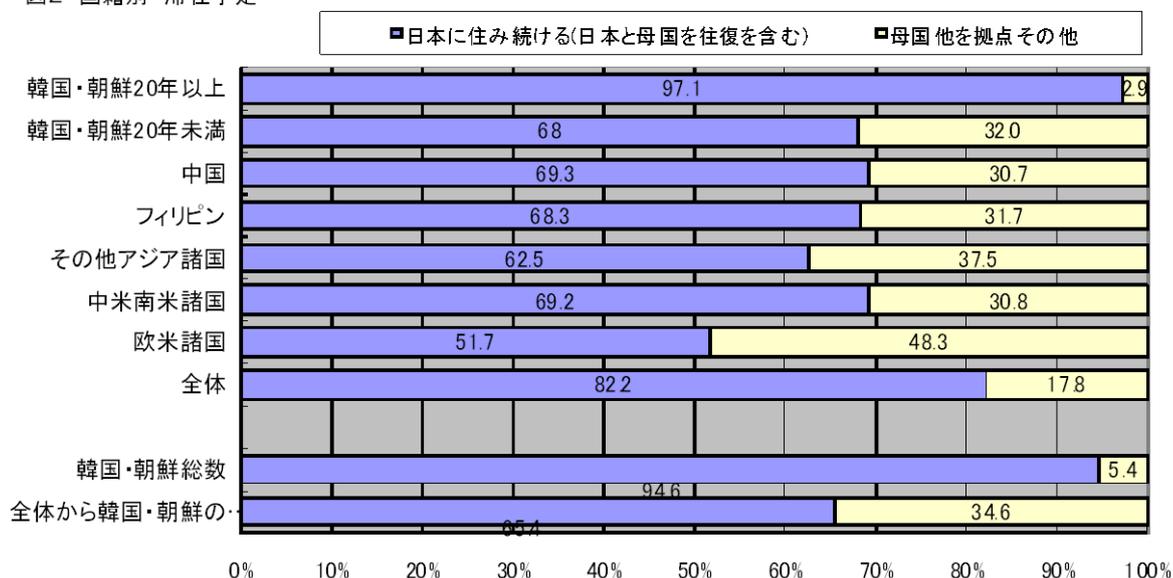
3,342人(28.2%)増加しています。国籍別(出身地別)にみると中国3,071人、フィリピン1,530人、ブラジル668人とそれぞれ増えているのに対し、韓国・朝鮮が3,242人減っています。これにより、外国人市民総数に占める国籍別(出身地別)割合も大きな変化を示し、韓国・朝鮮が89.4%から48.4%と半減しているのに対し、中国をはじめその他の国が10.6%から51.6%へと大幅に増加しています。他方、外国人観光客も年々増加し、平成16年では約21万7,000人となっています。こうした中、本市は、「<sup>\*</sup>ひろしまビジターズ・インダストリー戦略」を策定し千客万来の広島の実現を目指しており、外国人観光客は今後も増加することが見込まれます。

## 2 生活・意識実態調査の結果

こうした外国人市民の構成の変化から生じる外国人市民の暮らしの実態を踏まえた新たな施策が必要との観点から「実態調査」を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

外国人市民の日本での滞在予定を国籍別に見ると、韓国・朝鮮で20年以上滞在している人たち(特別永住者に相当)の97.1%の人たちが「日本に住み続ける」としており、全体の統計から特別永住者を除いたニューカマーにおいても65.4%が、将来的にも日本を生活の拠点とするとしています。【図2】

図2 国籍別 滞在予定



差別体験の調査結果では、仕事探しや政治的権利、結婚、住居探しなどで外国人ということで差別されたと感じている人が82.9%と高い数値になっています。

【図3】【図4】

図3 国籍別 差別体験

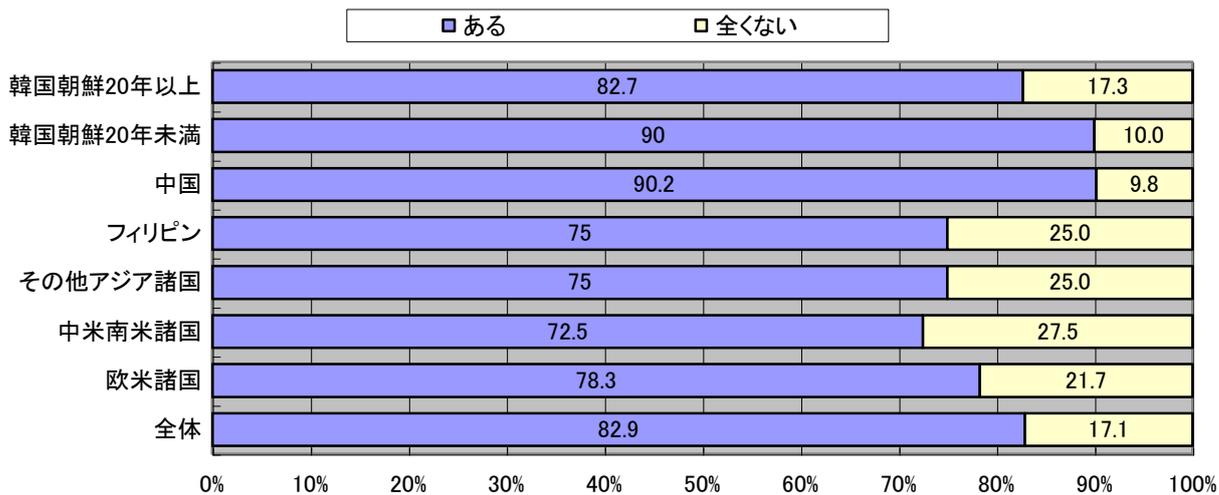
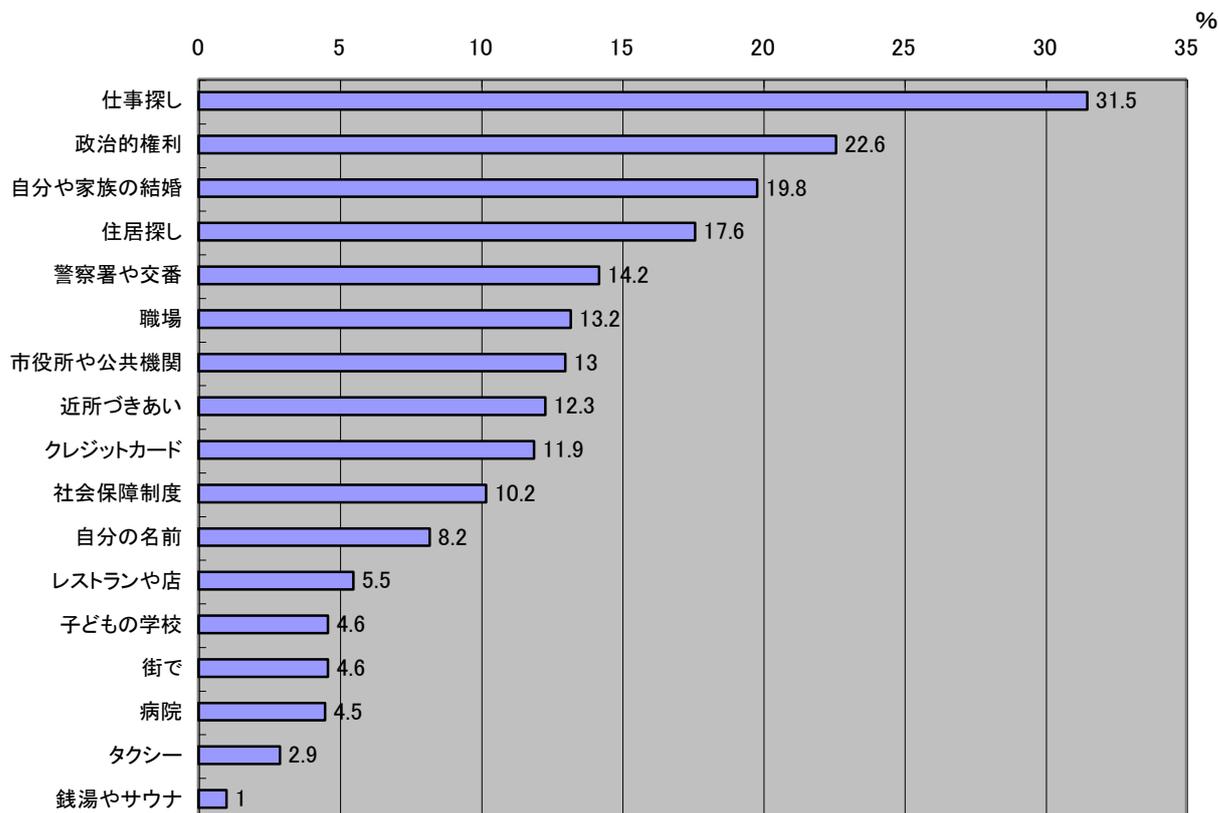


図4 差別を感じる場面（複数回答）



また、行政窓口や相談窓口で、多言語対応をしていないため、十分な意思疎通が図られなかったり、生活上の相談をしたくてもできないということから、多言語で気軽に相談できる窓口の必要性を訴えています。【図5】【図6】

図5 国籍別 行政窓口での外国語対応の必要性

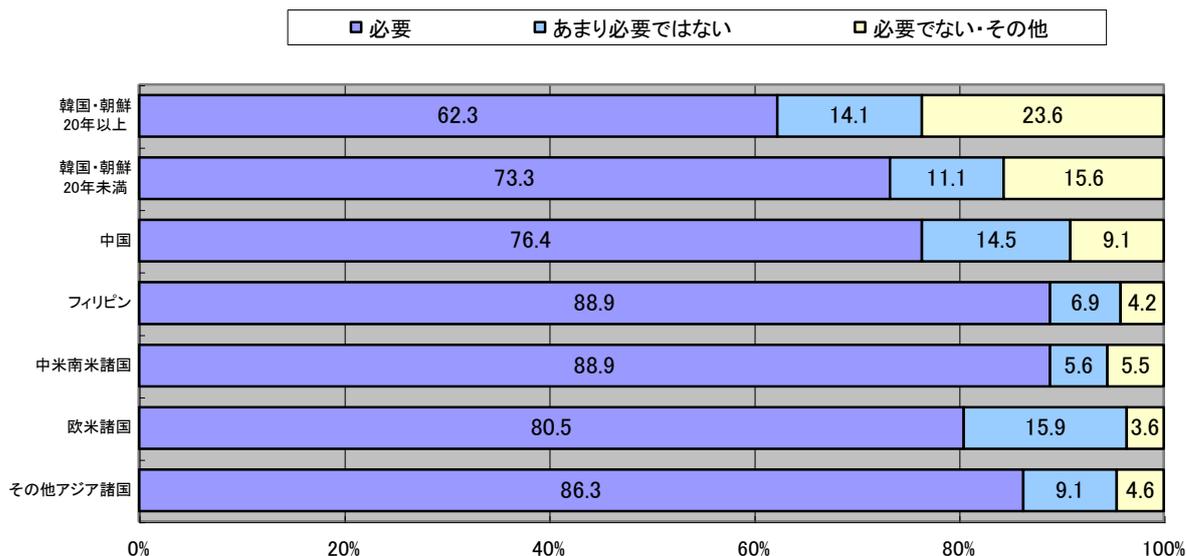
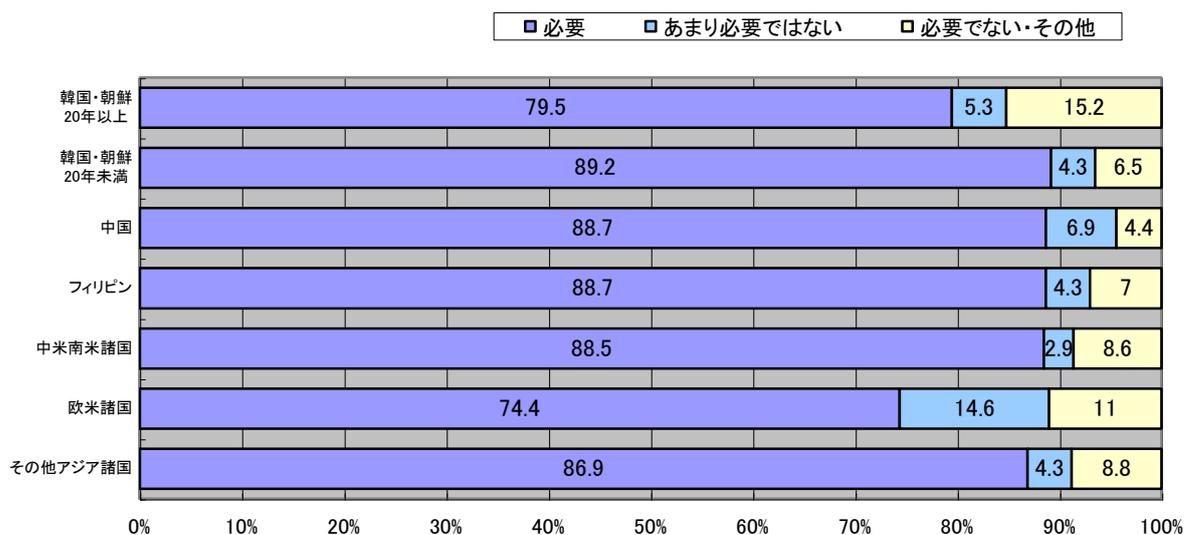


図6 国籍別 相談窓口での外国語対応の必要性



この他、広島市が実施している各種福祉制度などの行政施策（行政サービス）や国際交流事業などを行う公共施設について外国人市民によく知られていないことが明らかとなりました。【図7】【図8】

図7 行政サービスの認知度及び利用状況

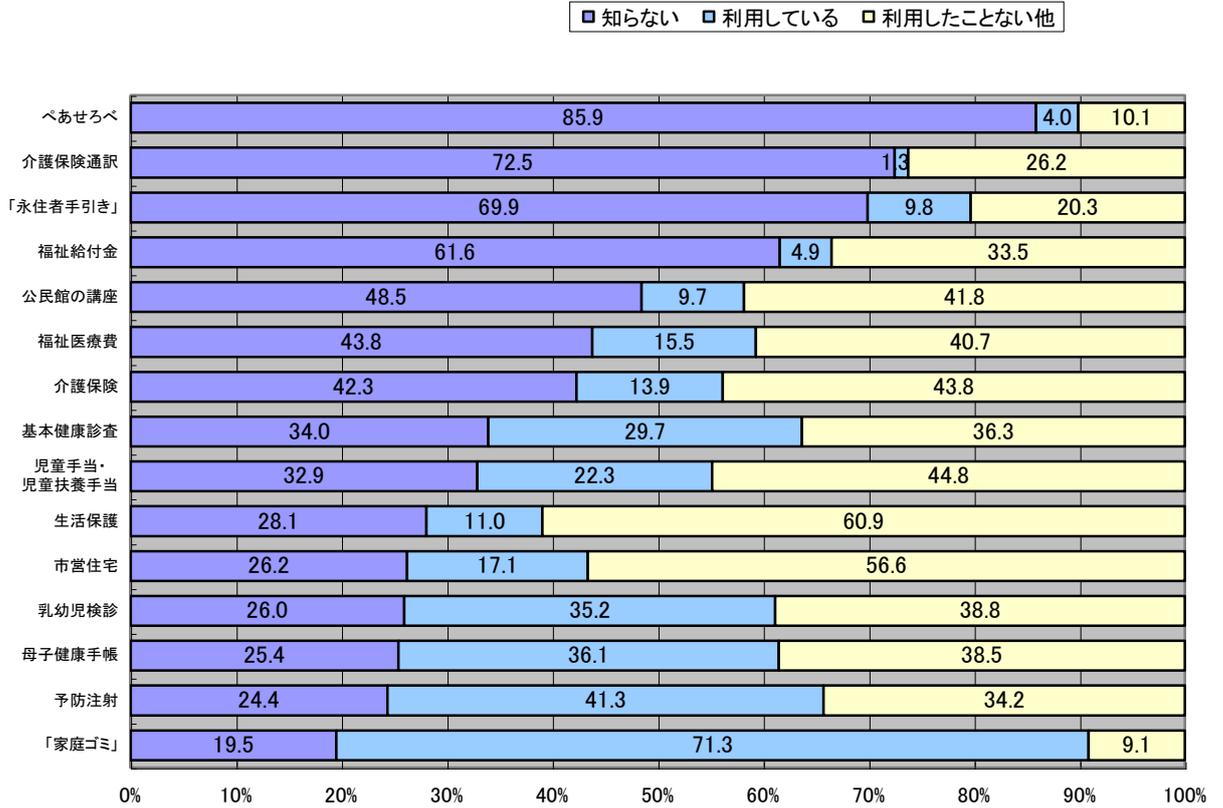
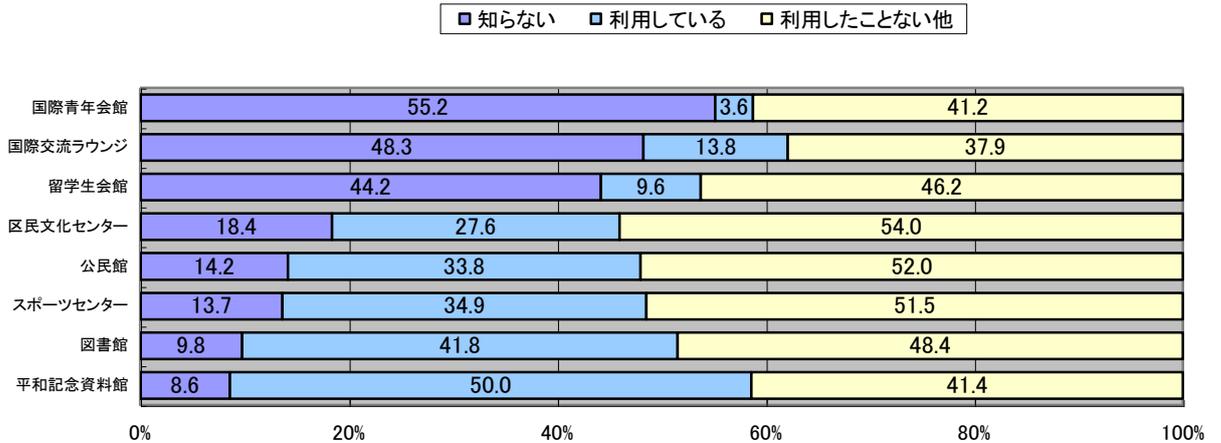


図8 公共施設の認知度及び利用状況



さらに、交通機関や病院、雇用と税金など暮らしに必要な基礎的情報が十分に得られない実態も上がっています。